

答申第 293 号

平成 18 年 2 月 8 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 9 月 7 日付けで諮問された県立高等学校教職員定数配当に係る文書一部非公開の件（諮問第 310 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成 14 年 4 月 1 日付け人事異動に係る県立高等学校教職員の定数の配当に関する資料のうち、高等学校教員定数通信制配当一覧の 2 次配当、合計及び差引の欄に記載された情報は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成 14 年 4 月 1 日付け人事異動に係る県立高等学校（以下「高校」という。）教職員の定数の配当に関する資料（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成 16 年 7 月 30 日付けで一部非公開とした処分 of 取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件行政文書のうち、障害者対応加配校及び身障者加配校が特定される部分は、不特定の人が、その高校に行けば即座に分かることである。また、本件行政文書のうち、生徒指導強化加配校が特定される部分（以下「生徒指導強化加配」という。）は、市販されている受験ガイドブックの偏差値から、誰でも容易に判別できるものである。したがって、障害者対応加配校及び身障者加配校が特定される部分並びに生徒指導強化加配は、仮に、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号に該当するとしても、同号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するので公開すべきである。

イ 本件行政文書のうち、配当の考え方に関する部分（以下「配当の考え方」という。）は、人事の方針、姿勢及び規範であり、当然公開されるべきものであるから、条例第 5 条第 4 号には該当しない。

ウ 本件行政文書のうち、学校別の加配事由が特定される部分（以下「学校別加配事由」という。）を非公開としているが、各高校から提出された教職員需給調査表（以下「需給調査表」という。）では、加配数の内

訳が公開されており、すべての高校から提出された需給調査表を公開請求して、それを集計すれば分かることである。また、需給調査表の中には、指導力不足対応加配校が特定される部分（以下「指導力不足対応加配」という。）が記載されているものもあるはずである。したがって、障害者対応加配校及び身障者加配校が特定される部分、生徒指導強化加配、指導力不足対応加配並びに学校別加配事由は、公開すべきである。

3 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（１）本件行政文書について

本件行政文書は、平成 14 年 4 月 1 日付け人事異動に係る高校教職員の定数の配当に関する資料である。

（２）条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 条例第 5 条第 1 号該当性について

（ア）障害者対応及び身障者の加配は、障害を持つ教員が所属する高校のうち、定数加配を要する高校に対して配当するものである。学校別加配事由には、加配事由として障害者対応及び身障者の加配の欄が設けられてはいないが、学校別の追加配当一覧又は本配当一覧（最終型）において公開された情報と、高等学校教員定数通信制配当一覧の 2 次配当、合計及び差引の欄に記載された情報（以下「通信制情報」と総称する。）とを照合することにより、配当された高校の名称が特定されることとなるため、当該高校に加配を要する障害を持った教員が所属することが判明し、特定の個人が識別されるおそれがある。したがって、通信制情報は、条例第 5 条第 1 号に該当する。

（イ）指導力不足対応の加配は、指導力不足教員に係る長期研修等の補充要員等として配当するものである。指導力不足対応加配を公開すると、配当された高校の名称が特定されることにより、当該高校に長期研修等を行っている指導力不足教員が所属することが判明し、特定の個人が識別されるおそれがあるので、指導力不足対応加配は同号に該当す

る。

- (ウ) 生徒指導の加配は、生徒の問題行動の状況等から、適切な対応をとるため配当するものである。生徒指導強化加配を公開すると、配当された高校の名称が特定されることにより、当該高校全体に対する予断、偏見等を招くことになり、当該高校に属する個々の生徒の権利利益を害するおそれがあるので、生徒指導強化加配は同号に該当する。
- (エ) 不服申立人は、需給調査表の加配数の内訳が公開されていることをもって、障害者対応加配校及び身障者加配校が特定される部分、生徒指導強化加配、指導力不足対応加配並びに学校別加配事由は公開されるべきと主張するが、本件行政文書に記載された加配数は、各高校から提出された需給調査表の加配数を調整した上で教育委員会が正式に決定した加配数であり、需給調査表の加配数とは異なるので、不服申立人の主張は適当でない。

イ 条例第5条第4号該当性について

高校教職員定数の配当及びその決定は、予算の制約を踏まえつつ、各高校の状況や取組を具体的に把握した上、検証を加え実施するものである。配当の考え方及び学校別加配事由が公開されると、配当の基準を推測させ、教職員、生徒、保護者等に対して不当不要な予見を与えることとなり、今後反復継続される定数配当に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、混乱を招くおそれがある。

また、指導力不足対応加配が公開されると、配当された高校の名称が特定されることにより、当該高校に対し、外部から様々な干渉等を受けることが想定され、人事事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、生徒指導強化加配が公開されると、配当された高校の名称が特定されることにより、当該高校全体に対する予断、偏見等を招き、当該高校の教育活動全般に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、配当の考え方、学校別加配事由、指導力不足対応加配及び生徒指導強化加配は、条例第5条第4号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書のうち、指導力不足対応加配及び生徒指導強化加配は、特定の個人が識別され得るとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないことから、同号本文に該当しないと判断する。

(ウ) 本件行政文書のうち、通信制情報は、公開することにより、配当された高校の名称が特定されるが、そのことから直ちに特定の個人が識別され得るとは認められず、通信制情報は、同号本文に該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、

当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 本件行政文書のうち、配当の考え方、学校別加配事由、指導力不足対応加配及び生徒指導強化加配は、教職員の配当及び加配の基準並びに各高校別の結果が明らかとなる情報であることが認められる。情報公開制度の目的を考えると、実施機関の職員の定数及び加配に関する情報であるからといって、直ちに公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと判断することはできない。

しかしながら、高校教職員定数の配当及びその決定については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の定めによるだけでなく、実施機関の説明によれば、予算の制約を踏まえつつ、各高校の状況や取組を具体的に把握した上で、検証を加えて実施されていることがうかがえる。

エ このような事情を考慮すると、配当の考え方、学校別加配事由、指導力不足対応加配及び生徒指導強化加配が公開されると、教職員や保護者等に対し不当不要な予見を与えるおそれや、今後、反復継続される教職員の定数及び加配に係る事務に支障を及ぼすおそれが生ずることを否定できない。

オ 不服申立人は、需給調査表の加配数の内訳が公開されていることをもって、指導力不足対応加配、生徒指導強化加配、配当の考え方及び学校別加配事由は公開されるべきと主張するが、本件行政文書に記載された加配数は、各高校から提出された需給調査表の加配数を調整した上で教育委員会が正式に決定した加配数であり、需給調査表の加配数とは異なることから、その主張は認められない。

カ 以上のことから、配当の考え方、学校別加配事由、指導力不足対応加配及び生徒指導強化加配を公開すると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるので、これらの情報は、条例第5条第4号に該当するものと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 9 月 7 日	諮問
9 月 10 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 14 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 15 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
11 月 1 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 17 年 10 月 11 日 (第 49 回部会)	審議
11 月 2 日 (第 50 回部会)	審議
11 月 16 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
12 月 26 日 (第 51 回部会)	審議
平成 18 年 1 月 17 日 (第 52 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉準一	首都大学東京教授	
堀部政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成18年2月8日現在）（五十音順）